

桜島港フェリーターミナルテナントスペース借受者募集要項
(制限付き一般競争入札)

鹿児島市船舶局が行う桜島港フェリーターミナルテナントスペースに関する建物貸付契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者は、この募集要項及び入札物件仕様書（別添2）の各事項を承知の上、申し込むこと。

1 入札物件（貸付場所等）

貸付場所	所在地	貸付面積
桜島港フェリーターミナル1階 テナントスペース	鹿児島市桜島横山町 61番地4	73.23㎡

※貸付場所は、別添1参照

2 貸付期間

契約締結日から令和11年3月31日までとする。

ただし、桜島港フェリーターミナルテナントスペース借受者（以下「借受者」という。）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除することがある。

3 契約形態

借地借家法（平成30年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約とし、同法第26条（建物賃貸借契約の更新等）及び第28条（建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件）の適用はないものとする。よって、契約の更新はなく、正当事由の有無にかかわらず貸付期間の満了をもって契約は終了するものとする。

4 貸付料及び条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付料（年額）

落札価格に、消費税相当額を加えた金額とする。

イ 光熱水費

光熱水費は、借受者の実費負担とする。

ウ 貸付料及び光熱水費の支払方法

鹿児島市船舶局が発行する納入通知書により、鹿児島市船舶局が指定する期日までに納入すること。

(2) 使用上の制限等

ア 事業以外の用途に使用しないこと。

イ 第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(3) 貸付の条件及び維持管理の遵守事項

入札物件仕様書（別添2）のとおり。

5 入札参加資格要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日（以下「公告日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市船舶局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成16年11月1日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市船舶局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 法人にあっては、本市内に主たる事務所又は営業所を、個人の場合は本市内に住所を有すること。
- (6) 納期の到来している市税を完納していること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

6 入札参加申込

入札に参加する者は、「制限付き一般競争入札参加資格審査申請書」（様式1）に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて申し込みをすること。

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和6年8月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所並びに問い合わせ先

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局総務課経理係（桜島港フェリーターミナル2階）

電話 099-293-4783（直通）

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/>

(4) 必要な書類（各1部）

次の書類を直接持参すること。（郵送不可。なお、イは公告日以降に発行されたもの、ウ及びエは発行後3カ月以内のもの。）

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 本市が発行する市税の滞納がないことの証明書

ウ 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票の写し

エ 印鑑証明書（原本）

オ 委任状（様式3）※本社が市外にあり、市内の支社等が申請者になる場合は必要

カ 使用印鑑届（様式4）※実印と使用印が異なる場合は必要

(5) 貸付物件の確認

貸付物件については、別添1に位置図を登載

7 入札参加資格の確認

入札参加申込者には、審査後「入札参加資格確認通知書」（様式2）により、令和6年8月19日（月）までに結果を通知する。

8 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年8月23日（金）午前10時00分

(2) 入札場所

鹿児島市桜島横山町61番地4

桜島港フェリーターミナル1階多目的ホール

9 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市船舶局契約規程第1条で準用する、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

10 予定価格

設定する。

11 入札方法等

(1) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、入札開始前に、委任状（様式5）を提出すること。

(2) 入札方法

ア 入札書（様式6）に契約件名、入札金額、日付、入札者の住所・氏名、電話番号を記入すること。

イ 入札金額は、見積もった契約希望金額（年額）の110分の100に相当する金額を、算用数字で記入すること。

ウ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできないので注意すること。

エ 入札回数は3回までとする。

(3) 開札方法

入札締切後、直ちに開札を行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、予定価格以上で最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となる同価格の入札者が2名以上あったときは、くじにより落札者を決定する。
なお、くじは辞退することができないものとする。

ウ 開札の結果、予定価格に達しない場合は直ちに再入札を行う。なお、再入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入すること。

エ 再入札（再々入札含む。）をしても予定価格に達しない場合は、入札を終了する。

1 2 入札の際の持参品

(1) 入札参加資格確認通知書（様式2）

(2) 委任状（様式5）

ア 本人が入札に参加する場合は、委任状は不要

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を入札開始までに提出すること。

(3) 入札書（様式6）

再入札を行う場合もあるので、コピーしたものを数枚準備すること。

1 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者及び資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札

(2) 5に定める資格要件を満たさない者のした入札

(3) 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

(4) 入札金額を訂正した入札書による入札

(5) 入札金額以外の入札書記載事項について訂正し、訂正事項に訂正のない入札書による入札

(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

(7) 再度入札における前回の入札の最高金額以下の金額による入札

(8) 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

1 4 契約の締結

(1) 落札者は、令和6年10月31日（木）までに、次の書類を提出すること。

ア 普通財産貸付申込書

イ 契約書（記名押印したもの）

※ 期限までに契約書等を提出しない場合は、落札は無効となるので注意すること。

(2) 契約の際に年額貸付料の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、鹿児島市船舶局契約規程第1条で準用する、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

※ 貸付物件は、借受者の責任において原状回復し返還するものであり、契約保証金は万一これが困難又は不可能となったときの担保のためである。そのため、借受人側において原状回復がなされたときに、契約保証金は返還する。

(3) 「定期建物賃貸借契約書（案）」は、別添3のとおり。

1 5 その他

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付契約を締結しなかった場合は、桜島港フェリーターミナルテナントスペース貸付予定者としての決定を取り消す。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、鹿児島市船舶局契約規程、鹿児島市船舶局会計規程その他関係法令等の定めるところによって処理するものとする。

1 6 お問い合わせ先

鹿児島市桜島横山町6 1 番地 4

鹿児島市船舶局総務課経理係（桜島港フェリーターミナル2階）

電話 0 9 9 - 2 9 3 - 4 7 8 3（直通）